

平成31年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算

第1章 水道事業

(総則)

第1条 平成31年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| (1) 給水戸数      | 139,886 戸                 |
| (2) 年間総給水量    | 38,776,796 m <sup>3</sup> |
| (3) 1日平均給水量   | 105,947 m <sup>3</sup>    |
| (4) 主要な建設改良事業 | 配水連絡管布設事業、配水管更新事業 ほか      |

二間塚地先配水連絡管布設工事
真舟二丁目6番地先配水管改良工事
長谷川老朽管更新工事
西川地先配水管改良(その3)工事
老朽管更新工事(蔵波台4丁目地区他) 等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	10,933,157 千円
第1項 営業収益	9,302,223 千円
第2項 営業外収益	1,630,933 千円
第3項 特別利益	1 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	9,905,685 千円
第1項 営業費用	9,414,049 千円
第2項 営業外費用	460,178 千円
第3項 特別損失	14,458 千円
第4項 予備費	17,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,098,239千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 338,471千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,759,768千円で補てんするものとする。 )。

収		入
第1款	資 本 的 収 入	3,073,520 千円
第1項	企 業 債	1,813,100 千円
第2項	出 資 金	503,679 千円
第3項	国 庫 補 助 金	600,789 千円
第4項	県 補 助 金	5,775 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	43,818 千円
第6項	負 担 金	106,359 千円
支		出
第1款	資 本 的 支 出	6,171,759 千円
第1項	建 設 改 良 費	4,457,935 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,694,905 千円
第3項	国 庫 補 助 金 返 還 金	3,381 千円
第4項	県 補 助 金 返 還 金	538 千円
第5項	予 備 費	15,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業 拡張事業	千円 1,813,100	普通貸借又は証券発行	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 802,893 千円  
(2) 交 際 費 164 千円

(他会計からの補助金等)

第9条 地方公営企業繰出金通知に定める経費への繰出し、営業及び建設事業並びに水道未普及地域解消事業等のため構成団体の一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、次のとおりである。

構成団体名	金 額	
	収 益 的 収 支	資 本 的 収 支
木更津市	9,733 千円	42,418 千円
君津市	20,242 千円	275,156 千円
富津市	5,000 千円	227,227 千円
袖ヶ浦市	89,221 千円	59,077 千円
合 計	124,196 千円	603,878 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、76,138千円と定める。



## 第2章 水道用水供給事業

(総 則)

第1条 平成31年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 受 水 団 体   | 千葉県、かずさ水道広域連合企業団水道事業                     |
| (2) 年間総供給水量   | 50,021,110 m <sup>3</sup>                |
| (3) 1日平均供給水量  | 136,669 m <sup>3</sup>                   |
| (4) 主要な建設改良事業 | 浄水施設耐震化及び更新事業 ほか<br>( 大寺浄水場新管理本館築造工事 等 ) |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	6,916,153 千円
第1項	営業収益	6,506,227 千円
第2項	営業外収益	409,926 千円
支		出
第1款	水道事業費用	5,996,248 千円
第1項	営業費用	5,735,854 千円
第2項	営業外費用	246,448 千円
第3項	特別損失	4,946 千円
第4項	予備費	9,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,543,923千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 285,008千円、減債積立金 380,265千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,878,650千円で補てんするものとする。）。

収		入
第1款	資本的収入	821,420 千円
第1項	企業債	800,000 千円
第2項	出資金	21,420 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	4,365,343 千円
第1項	建 設 改 良 費	3,318,564 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,046,779 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大寺浄水場2系薬品沈でん池耐震補強及び修繕に係る経費	平成32年度まで	391,000 千円
大寺浄水場取水ポンプ棟耐震補強に係る経費	平成32年度まで	89,000 千円
大寺浄水場管理本館電気設備更新に係る経費	平成33年度まで	423,000 千円
遠方監視制御設備更新に係る経費	平成32年度まで	300,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業	千円 800,000	普通貸借又は証券発行	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |               |            |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 539,176 千円 |
| (2) 交 際 費     | 41 千円      |

(他会計からの補助金等)

第9条 地方公営企業繰出金通知に定める経費への繰出しのため構成団体の一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、次のとおりである。

構成団体名	金 額	
	収 益 的 収 支	資 本 的 収 支
千 葉 県	807 千円	6,223 千円
木 更 津 市	860 千円	6,730 千円
君 津 市	439 千円	3,367 千円
富 津 市	235 千円	1,836 千円
袖 ヶ 浦 市	423 千円	3,264 千円
合 計	2,764 千円	21,420 千円

平成31年3月25日提出

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

平成31年3月25日原案のとおり可決

かずさ水道広域連合企業団議会議長 轡 田



